中東

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	3,900	7,600	3,650	7,350	3,900	7,600	3,650	7,350	1,000	1,550
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	165	325	155	315	165	325	155	315	40	65
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	23,350	45,550	21,850	44,050	23,350	45,550	21,850	44,050	5,950	9,250
イスラエル	ｼｪｹﾙ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	63,000	123,000	59,000	119,000	63,000	123,000	59,000	119,000	16,000	25,000
イラン	ﾘｱﾙ	17,000,000	33,000,000	16,000,000	32,000,000	17,000,000	33,000,000	16,000,000	32,000,000	4,500,000	7,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	17.5	34.0	16.5	33.0	17.5	34.0	16.5	33.0	4.5	7.0
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	14.00	27.25	13.00	26.25	14.00	27.25	13.00	26.25	3.50	5.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	170	330	160	320	170	330	160	320	45	70
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	286,350	559,100	268,200	540,900	286,350	559,100	268,200	540,900	72,750	113,650
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	1,000	1,950	935	1,885	1,000	1,950	935	1,885	255	395
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	17.0	33.5	16.0	32.0	17.0	33.5	16.0	32.0	4.5	7.0
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	32	63	30	61	32	63	30	61	8	13
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	677,000	1,323,000	634,000	1,280,000	677,000	1,323,000	634,000	1,280,000	172,000	269,000